(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字調子野五一三の四・字田ノ浦一〇七の二一・字西俣名一七九四の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一八〇七の二、字馬枝佐古五八・字西大久保四四の一・字天皇二七三の一・字中藪九九の一・四八七の一・四八七の三・五一二の一・五一三の四・五六八の一・六〇三の一・六〇三の二・六一五の二・字東久保八五〇の二・九八七の一・九九〇の二（以上十五筆について次の図に示す部分に限る。）、九九〇の三、一〇〇六の一・一〇〇七の八・字太田西山三三の一・三三の三・三三の四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、三四の一四、三五・三六の一・三六の六・四三から四五まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、字太田西四六七、字太田東山三〇の一・三三の一・三四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字来見坂二九の二、三七、六五の二、六五の三、六五の六、字東山峠五二（次の図に示す部分に限る。）、字栩谷五四の一、一六七・一七〇・一七二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三六五、三六七、字中畠四五の四、字松尾八、字大神二六二、二六七、字大平一二六の一、字古井一、字下浦一四、二四、二七、三一、三二、三五、六六の一、字滝ヶ山一三の一・一四・三一・三六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字照尾二六三、二七九・字張二三〇の二・二三二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二四五の四、字ニイヤ二一九の三、二一九の四（次の図に示す部分に限る。）、二一九の五、二一九の六、二一九の三四・二一九の三五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二一九の四〇、二一九の四一、二一九の六三、二一九の六六から二一九の六八まで、字稲荷五五三の一（次の図に示す部分に限る。）、字中ノ名二〇六、二二四、二二九、二三〇、字金清七六・八〇・字坤山一七の一・一九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁並びに関係市役所及びつるぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和四十六年三月三十日農林省告示第七百十四号、昭和四十八年十月十八日農林省告示第千九百十七号（二に係るものに限る。）、昭和五十七年八月十八日農林水産省告示第千三百九十号、昭和五十八年七月二十日農林水産省告示第千二百十六号（二及び三に係るものに限る。）、昭和六十年七月二十日農林水産省告示第千九十号（一に係るものに限る。）、昭和六十一年二月七日農林水産省告示第二百五号、平成元年九月二十五日農林水産省告示第千二百十五号、平成五年四月二日農林水産省告示第三百十二号（三に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県大月市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大月市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

○農林水産省告示第千九百九十二号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年十月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Actinidia arguta (Sieb. & Zucc.) Planch.	ホートジェム　ルア	The New Zealand Institute for Plant and Food Research Limited Mt Albert Research Centre, 120 Mt Albert Road, Mt Albert, Auckland, New Zealand	第18076号 平成23年8月4日
Caryopteris x clandonensis N. W. Simmonds ex Rehder	BAYBLUE	Anton Plattner Haag 4 94501 Aldersbach Germany	第24190号 平成23年8月19日
Chrysanthemum x morifolium Ramat.	CHERRY YOIRVINE	Syngenta Crop Protection AG. Schwarzwaldallee 215, 4058 Basel, Switzerland	第23084号 平成23年8月18日
Guzmania Ruiz et Pav.	Bakmisty	Corm. Bak B.V. Dorpsstraat 11B, 1566AA Assendelft, The Netherlands	第23694号 平成23年8月4日